

# 青山一丁目町会規約（改正前）

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は青山一丁目町会と称し事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を厚くし併せて共同の福祉を増進し明るい町を建設することを目的とする。  
→明るい街づくり
- 第3条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。  
1. 会員の慶弔、表彰及び厚生娯楽に関すること。  
2. 保健、衛生、保安、自警に関すること。  
3. 地域内の清掃美化、街路照明に関すること。  
4. 祭典及び文化的事業に関すること。  
5. その他会員の共同の福祉増進に関すること。
- 第4条 本会は南青山一丁目の地域及び旧南青山一丁目の地域内の居住者並びに事務所、事業所等の代表者又は責任者で入会するものを会員とする。  
→居住者（以下「一般会員」）並びに事務所、事業所等の代表者又は責任者（以下「法人会員」）
- 第5条 本会の会員は会費を負担する。会費は1口月額200円とし会員の負担する口数は1口以上とする。  
→一般会員は1口月額200円、法人会員は1口月額1,000円

## 第2章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 若干名  
理事 若干名（うち常任理事若干名）  
監事 2名  
会計 2名
- 第7条 会長は会を代表し会務を総理する。  
副会長は会長を補佐し会長事故あるときこれを代理する。  
理事は会長の指示を受けて会務を処理する。  
常任理事は会長の指示を受けて常時会務の執行に当たる。  
監事は一般会務及び会計を監査し其の結果を役員会及び総会に報告する。  
会計は本会の経理を担当する。
- 第8条 会長、副会長及び監事、会計は理事会で選出する。  
理事は会員10名につき1名の割で選出する。  
常任理事は理事の互選で選出する。  
（6～8条、19条）→役員職務・人数・選出方法は次のとおりとする。  
1. 会長は会を代表し会務を総理する。会長は総会で1名選出する。  
2. 副会長は会長を補佐し会長が会務遂行に支障があるときはこれを代理する。副会長は総会で若干名選出する。

3. 会計は本会の経理を担当する。会計は総会で2名以上選出する。
4. 部長は会長の指示を受けて常時会務を執行する。部長は一般会員より会長が指名し、総会で承認を得る。
5. 理事は会長の指示を受けて各部に属し次の業務を行う。理事は一般会員より概ね10名につき1名の割で各ブロックより選出し、総会で承認を得る。
  - ・ 町会会費の徴収
  - ・ ブロックへの町会情報の伝達、ブロックよりの要望・質問の部長会・理事会への伝達
  - ・ 第6条のいずれかの部に属し、町会事業への積極的な参加と協力
6. 監事は一般会務及び会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。監事は一般会員より会長が指名し、総会で承認を得る。

第9条 役員は任期は2年とする。但し再任を妨げない。

→定例総会より2年後の定例総会まで

補欠による役員は前任者の残任期間とする。

役員は任期終了後も後任者の定まるまでは其の職務を行う。

第10条 会長は総会にはかつて顧問及び相談役を委嘱することができる。

顧問及び相談役は、会議に出席し意見を述べることができる。

### 第3章 会 議

第11条 本会の会議は総会及び役員会とする。

→総会及び理事会、部長会

第12条 総会は定例総会と臨時総会とする。

定例総会は毎年5月中に開き臨時総会は必要により会長が理事会にはかつてこれを招集する。又会員の3分の1以上から要求があったときに開く。

→毎年5月を目途に

第13条 総会に付議すべき事項は次の通りである。

→定時総会

1. 規約の変更
2. 収支予算及び事業計画の決定
3. 収支決算及び事業報告の認定
4. 役員の承認

→役員の選出・承認

第14条 会務の運営のため必要に応じ役員会を開く。

第15条 総会及び理事会、部長会は会長が招集する。

第16条 総会は3分の1（含委任状）以上の出席者がなければ成立しない。

第17条 議事は出席者（含委任状）の過半数によって決する。

→総会議事

## 第4章 機 構

→

第18条 第3条に定める事業を執行するため次の部を置く。副部長を置く

○庶務部 ○福利厚生・女性部 ○会計

○防犯交通・環境部 ○防災部 ○青少年部

→第1章 総則 に移動、

前条の事業を執行するためにそれぞれ役員及び会員中より会長の指名に依り担当部長、副部長を置く。

- ・庶務部
- ・福利厚生部
- ・防犯交通部
- ・環境衛生部
- ・防災部
- ・青少年部

第19条 前条の事業を執行するためにそれぞれ役員及び会員中より会長の指名に依り担当部長、副部長を置く

(6～8条と合わせて記載)

【慶弔規定を明確にするため新設】

## 第4章 慶 弔

一般会員に対し次の慶弔を行う。但し会費の未納がある会員はこの限りでない。慶弔金額は5千円とする。

・小学校新入学児童祝金

・成人祝金：4月2日から翌年4月1日に満20歳に達する方

・敬老祝金：敬老の日に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳 … (5年毎)の方

・香典

## 第5章 会 計

第20条 本会の経費は会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

第21条 会計年度は毎年4月1日に始まって翌年3月31日に終る。

第22条 会長は毎年収支予算を編成し総会の決定に付する。

→総会に付議する。

第23条 会計部長は毎年会計年度終了後直ちに決算書を作成し監査を経て総会の承認を得なければならない。

→会計は会計年度終了後に収支決算書を作成し監事の監査を経て総会に付議する。

第24条 会計帳簿は自由に閲覧できる。